

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策 総理指示との対応関係 (内閣府資料)

総理指示 (H26. 7. 8)

違法薬物やいわゆる「脱法ドラッグ」の販売等についての実態を徹底して把握するとともに、その危険性についての国民への啓発を一層強化すること

海外情報を積極的に活用するなどして、できるだけ速やかに指定薬物の指定を行うとともに、違法薬物やいわゆる「脱法ドラッグ」に起因する犯罪等の取締りを徹底すること

いわゆる「脱法ドラッグ」の規制のあり方について、新しい薬物乱用の広がりに対処すべく、「できることは全て行う」という基本姿勢で、見直しの検討を行うこと

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策 (H26. 7. 18) ※

危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

- 危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握の徹底
- 危険ドラッグに関するインターネット上の違法・有害情報対策の強化
- 指定薬物に該当しないものでも、精神毒性等から相当の危険性があると判断した段階で、国民に対して速やかに勧告
- 訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配慮したメディアを通じた広報啓発

指定薬物の迅速な指定といわゆる危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- 海外の流通実態等に基づく国内流通前の迅速かつ効果的な指定薬物の指定
- 緊急を要する場合における指定手続の特例の適用
- 関係機関による一斉合同立ち入り検査等の実施
- 関係機関による合同捜査等の枠組みを活用した集中取締りの実施
- 指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実強化

危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- 新たな薬物の出現を押さえるための包括指定の効果的な運用等の検討
- 指定薬物に該当しない場合に無承認医薬品として取締りを行うための検査方法の研究及び取締手法の検討
- 危険性の認識を根付かせるための新たな名称の募集・検討(一部改正後削除)

※ 「緊急対策」については、平成26年7月18日に策定、7月22日に新呼称名(危険ドラッグ)が選定・公表されたことを受け、8月7日に一部改正(呼称名等の変更)したもの。